

令和7年度対象
清水町教育委員会事務等
点検・評価報告書

令和8年8月

清水町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	4
4	点検・評価の経過	4
5	清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和7年度実績用）	5
	清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価	
大項目 1	教育委員会の活動	5
大項目 2	教育委員会が管理・執行する事務	7
大項目 3	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	8

1 はじめに

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和7年度の教育行政の主要な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する者の意見を活用して点検及び評価を行い、作成・公表するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検及び評価は、教育委員会の主要な施策・事業を対象として実施するものとし、以下3つの大項目ごとに点検及び評価を実施しました。

(1) 教育委員会の活動

清水町教育委員会では、教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決策の重要案件等を審議決定するため、原則として毎月1回の定例会を開催し、必要に応じて緊急案件を審議する臨時会を開催していることから、教育委員会会議の運営状況、公開状況、保護者や地域住民への情報発信の状況等を点検及び評価の対象とし、教育委員会組織が自ら行う行為又は活動を中心に、6つの中項目に分け、点検事項として各々に小項目を設けました。

(2) 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項及び「清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第2条の規定（※次ページ参照）により、教育長に委任せず教育委員会が合議によって定め実施する事項について、教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、点検事項を13の項目に分類しました。

なお、この項目については達成状況を測るものではなく、その事務を執行する必要が生じた際に、速やかに実施すべき性質のものであることから、評価は行わず実施内容のみを点検することとしました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年6月30日 法律第162号）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（抄）

（平成30年 清水町教育委員会規則第5号）

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の運営並びに管理の一般方針を定めること。
- (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること。
- (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地並びに建物の設定及び変更計画に関すること。
- (8) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の組織する職員団体及び労働組合に関すること。
- (9) 請願、訴訟及び不服申立てに関すること。
- (10) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する一般方針を定めること。
- (11) 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する以外の教科用図書の採択及び教科用図書以外の教材の使用に関すること。
- (12) 教育職員の研修計画の大綱を定めること。
- (13) 社会教育計画の一般方針を定めること。
- (14) 教育委員会の所管に属する各機関の委員の任免及び委解嘱に関すること。
- (15) 教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生的一般方針を定めること。
- (16) 通学区域を定め、又は変更すること。

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に規定される教育委員会の職務から、前記(1)及び(2)に掲げたものを除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務として扱い、第5次清水町総合計画の施策名ごとに指標を設けました。

また、中項目は第5次清水町総合計画の施策の方向、小項目は中項目に係る取組の内容とし、小項目に対する点検及び評価を実施しました。

ただし、スポーツに関する事務については、「清水町地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」の制定により、令和2年7月から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年6月30日 法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- ハ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- ハ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

3 点検・評価の方法

○大項目1及び3の評価の方法は、「達成度」とし、5段階で表しています。
また、点検・評価の内容を3つの視点（①実施内容②評価③改善内容）から表すこととしました。

【評価の段階】

- 5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。
- 4・・・計画をやや上回る成果を出した。
- 3・・・計画どおり業務を遂行した。
- 2・・・計画にやや到達しなかった。
- 1・・・計画を大きく下回る成果であった。

○大項目3では、第5次清水町総合計画の前期基本計画で設定した指標を基に、目標値に対する評価年度の進捗状況を表しました。

【進捗状況】

- A・・・予定をはるかに上回る
- B・・・概ね予定どおり
- C・・・予定より遅れている

4 点検・評価の経過

点検及び評価の実施にあたっては、令和7年度の事業について、その進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性について、内部評価を行うと同時に、学識経験者の知見活用として、「清水町教育委員会事務等点検・評価委員」から御意見・御助言をいただくこととしました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第2項において「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されていることから、その客観性を確保することを目的として設置したものです。

また、同委員の人選にあたっては、大局的見地から助言をいただける方及び学校教育・社会教育に精通した方として、以下のとおり就任を依頼しました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員（敬称略）

氏名	所属等
久我 直人 教授	国立大学法人 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

年月日	会議等	内容
令和8年7月22日(水)	教育委員会委員会	説明
令和8年8月7日(金)	点検・評価委員	ヒアリング
令和8年8月19日(水)	教育委員会委員会	審議・承認

5 清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和7年度実績用）及び 清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価

自己点検・評価の考え方

達成度	今後の方向性		点検・評価
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。	拡大	縮小	○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。	継続	廃止	➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。	見直し	完了	●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。			
1・・・計画を大きく下回る成果であった。			

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(1)教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	3 (3)	継続 (継続)	○ 定例会を月1回（年間12回）開催するとともに、県費教職員人事異動内申案について、臨時会を1回開催した。 ➡ それぞれの会議において活発な議論が行われた。 ● 定例会・臨時会ともに合理的な会議運営を図る。	定例会に加え、必要に応じて臨時会が、適切に開催されている。
	②教育委員会会議の運営上の工夫	3 (3)	継続 (継続)	○ 議案や前回の会議録の案を事前に各委員に配布した。 ➡ 効率的な議事進行が図られた。 ● 今後も資料を事前配布するとともに、資料に目を通す時間を確保する。	事前に議案や前回会議録の原案を各委員に配布等、効率的、効果的な運営がなされている。 町内の学校を会場に設定され行政と学校の距離が近いことも評価される。
(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の公開の状況	3 (3)	継続 (継続)	○ 定例教育委員会は開催日等を町の掲示板に掲載し、公開の形で行った。傍聴がある場合、傍聴者用の資料を配布するとともに、個人情報等が取扱われる議題は2部制（非公開）により対応した。 ➡ 情報の取扱に留意し、町民の傍聴機会を設け傍聴者が定着した。 ● 今後も事前周知し、傍聴の機会を設けている。	定例教育委員会が公開されていることと、掲示板で開催日時等が公表され、町民の傍聴機会が設定されていることが評価される。 個人情報を含む議題については非公開とし、配慮されている。
	②議事録の公開、広報・広聴活動の状況	3 (3)	継続 (継続)	○ 会議録の公開については、情報公開請求に基づき対応している。 ● 議事録の公開を行うべく検討する。	会議録について、改善内容にもあるとおり個人情報等の扱いに配慮しながら、公開を検討されたい。

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	3 (3)	継続 (継続)	○ 事務局が、議題等を各委員に事前配布するとともに、必要に応じ説明を行っている。 ➡ 教育委員と事務局が、連絡調整を行うことができた。 ● 必要に応じて、会議前の事前説明や意見聴取を行う。	必要に応じて、事務局から各委員へ議案書等を配布に加え、説明を行っているなど、適切に連携されている。
(4)教育委員会と町長の連携	①総合教育会議への出席	4 (3)	継続 (継続)	○ 12月に年1回会議を行った。 ➡ 町長と教育委員が積極的な意見交換を行うことができた。 ● 今後も町長と教育委員が意見交換を行う場を設ける。	町長と定期的に場を設定した意見交換がなされている。今年度は、第3期清水町教育大綱について議論され、これからの町の教育の方向性を示す大綱が、策定されたことが評価される。
(5)教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	4 (4)	継続 (継続)	○ 関東甲信越静岡教育委員会研修会へ参加した。 - 駿東地区教育委員会連絡協議会研修会へ参加した。 - 静岡県市町教育委員会研修会へ参加した。 ● 今後も研修会へ積極的に参加する。	県外の研修会に参加され、幅広く情報の収集等が成されたことが評価される。
(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校等の訪問	4 (4)	継続 (継続)	○ 教育委員会を各学校で開催し、3小学校2中学校の全校と1幼稚園に出向き、校長等から経営方針の説明や授業参観を行い情報交換や現場の状況把握を行った。 ➡ 学校の教育方針や教育現場、教育施設の確認をすることができた。 ● 今後も学校訪問等を積極的に行う。	町内園小中学校を訪問し、現場の実態把握や校長との情報交換がなされている。学校の実態を踏まえた教育委員会からの支援が期待される。
	②所管施設の訪問	3 (3)	継続 (継続)	○ 所管施設への訪問は、小中学校を優先したため見送ったが、地域交流センターや図書館の開催事業等については、必要に応じ報告を受けた。 ➡ 現状把握に努めた。 ● 今後は所管施設の訪問を積極的に行う。	小中学校を優先的に訪問し、工夫した実態把握がなされた。今後、さらに所管施設の計画的な訪問が求められる。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	点 検
(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること。	令和 7 年度は、「第 3 期清水町教育大綱」を策定した。
(2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。	○規則改正 3 件 規則制定 0 件 廃止 0 件 ○要綱改正 5 件 要綱制定 1 件 廃止 0 件 ○規程改正 0 件
(3)教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。	○予算関係 5 件 ○決算関係 1 件 ○条例関係 3 件
(4)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。	○令和 7 年度は、該当なし。
(5)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	○3 月定例会において、清水町教育委員会事務局職員の令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動案を提出した。
(6)県費負担に係る校長及び教職員の任免その他の人事の内申に関すること。	○臨時会を開催し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定により県費教職員の内申を行った。 ○令和 7 年度末の人事異動に際し、静東教育事務所に職員の内申を行った結果、教育委員会の意向に沿った異動がなされた。
(7)教育職員の研修計画の大纲を定めること。	○令和 7 年度は、該当なし。
(8)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	○令和 6 年度の教育の主な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する外部有識者の意見を活用して点検評価を行い公表した。
(9)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること。	○清水町立小中学校の学校運営協議会委員の任命について ○清水町就学支援委員会委員の任命・委嘱について ○清水町社会教育委員の委嘱について ○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
(10)教科用図書の採択の決定に関すること。	○令和 7 年度は、該当なし。
(11)通学区域を設定し、又は変更すること。	○令和 7 年度は、該当なし。
(12)文化財を指定し、又は指定を解除すること。	○令和 7 年度は、該当なし。
(13)請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。	○令和 7 年度は、該当なし。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

自己点検・評価の考え方	
達成度	点検・評価
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。	○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。	➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。	●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。	
1・・・計画を大きく下回る成果であった	

基本目標 1 誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまちへ

施策 1－4 ≪気楽に学び文化活動を楽しむ環境の充実≫

指標名	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R7) 実績値	進捗状況
社会教育の講座や教室にまた参加したいと思う人の割合	92.4%	93.5%	84.6%	C
町民 1 人あたりの図書貸出点数	2点	5点	4.1点	C

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 社会教育の推進	3 (4)	○ 団体等からの依頼により、町職員を講師として派遣し、町の事業に関する説明など要望に応じた出前講座を随時開催した。 地域の教育力を向上・活性化させるため、知識や技能をもった指導者等の人材バンクとして「泉のまちインストラクター制度」を設置し、随時、登録・更新を行った。 また、ホームページで周知している。 ➡ 出前講座については、団体や企業、学校など幅広く町民等に活用されている。特に防災やごみ、柿田川などの講座は需要が高い、その他の講座についても幅広く申請があることから、町民の知識向上と町の行政運営への理解につながっている。 泉のまちインストラクター制度については、利用を希望する個人・団体等の申し込みがなかった。現在の登録制度方式ではニーズにマッチしていないと考えられる。 社会教育体験講座については、令和 6 年から 5 年計画で町の特産である麴を町民等に知っていただくため、麴に焦点を充てた講座を開講している。令和 7 年度は、麴のブランド化戦略や歴史、麴を使った調味料を作るなど、郷土愛を深める学習ができた。 ● 出前講座は、利用者の要望で行ってきたが、今後は、これに加え、町が特に知っていただきたいこと、意識を高めたいことなどについて、積極的な活用を促し、町民の学習や生徒児童の教育の推進につなげていく必要がある。 泉のまちインストラクター制度は、長年利用されていないことから、今後の在り方や方策について検討していく必要がある。 社会教育体験講座は、令和 10 年度までは麴に焦点を充て、町民に麴ブランド、麴文化を定着させ、町民自らが内外へ発信していただけるようになることを目標としている。そのため、町、商工会、麴の作り手、麴を使った事業主や企業等と連携を強化し、常に伝わりやすい内容に更新していく必要がある。	限られた人員で、社会教育活動が活発に展開されていることが、評価される。 一方で、担い手確保と参加層の広がりについて、今後の課題として指摘される。 具体的には、地域の教育力向上や活性化のための「泉のまちインストラクター制度」の設置に加え、学校・地域協働本部等の組織を活用した、繋がりのある広報がなされている点が評価される。 今後、社会教育の講座等と地域学校協働本部活動とを結びつける活動を増やしていくことで、子どもの成長と地域の活性化を同時具現化していく可能性がある。 インストラクター制度の検討を含め、上述の個別の取り組みが、相互に連携し、より効果的な広報やそれぞれの取り組みの活性化に繋がることが期待される。 また、介護にかかる講座のニーズの高まりが確認される。時代のニーズに応じた講座や支援につながる仕組みづくりが求められる。 戦略的な取組として町の特産である麴に焦点を充てた講座を開講されたことが高く評価される。

② 文化・芸術活動の振興	4 (3)	○ 文化団体の活動を促進し、町民の創作意欲の高揚を図るとともに、広く創作発表と鑑賞の機会を提供するため、芸術祭を開催している。 町民に身近な場所である地域交流センターにおいて、定期的にコンサートや講演を開催し、文化芸術に触れる機会を提供した。 ➡ 令和7年度は、キットパスガラスアートを開催し子どもが作品を制作する機会を提供することができた。 古典芸能鑑賞会では、立川晴の輔氏を迎え、「立川晴の輔独演会」と題し落語を行うことにより、多数の来場者が訪れ、文化芸能に触れる機会を提供することができた。 芸術祭においては、発表部門ではミニコンサートを行い、出演者と観客がダンスと歌を共演し、多くの来場者でフィナーレを飾ることができ、活性化を図った。展示部門では11月5日から11月25日までの約1か月間を、前期、中期、後期に分け作品の入れ替え展示を行い、多くの方が鑑賞する機会を提供することにより、町民の創作意欲の高揚と文化活動の活性化に繋がった。 また、例年開催している音楽会やカレッジを開催することにより、町民に文化芸術に触れる機会を提供することができた。 ● 芸術祭、音楽会、カレッジ等では、町民が文化芸術に関する関心度を高めることができるよう小中高生の若い世代の参画や人材育成を促進する。 芸術祭は実行委員会を組織して実施している。来場者が増え魅力を感じられるよう、更なる創意工夫に努め、町民への周知を図る。	町民の文化活動支援について、様々な企画がなされ工夫されていることについて評価される。 魅力的な講座や講演会、芸術祭が企画されたことが評価される。HPや既存の組織を活用した広報等で若い世代の参加・来場が期待される。 芸術祭出典数の増加と活性化を期待したい。
③ 図書館の充実	4 (3)	○ 清水町こども読書活動推進計画を推進するため、読書習慣づくりやブックスタート事業等を実施し、地域や学校、家庭と連携した読書環境の整備に努めた。 読書の普及を図るため、館内展示を定期的を実施するとともに、各種講座を開催し、図書館利用者の読書意欲の向上を図った。 毎月保健センターで行われる6か月健診時にブックスタート事業を実施し、読み聞かせの楽しさを伝えた。 また、毎月2回、図書館内で小学生以下の子どもとその保護者を対象に読み聞かせやミニクラフトづくりを行ったほか、映画上映会、工作教室等を開催した。 読み聞かせや紙芝居の制作を行うボランティア団体育成のため、団体活動への支援や活動の場所を提供した。 町内の大型書店と連携し、本に触れ合う時間を提供するためのブックフェアの開催や書店売上ランキングや書店のおすすめ本を図書館内やホームページへ掲載するなど地域の読書活動を促進した。 ➡ 令和7年度は、ふるさと大使である絵本作家宮西達也氏の絵本の原画及びオブジェを公開し、子供の読書活動の推進を図った。継続事業として利用者のお勧め本の紹介・展示など、利用者参加型の展示を行い、図書館利用者の拡大に努めた。 また、児童、親子及び一般を対象とした図書館講	図書館と保健センターの複合施設という特徴が活かされ、検診とブックスタート事業をセットで設計することで、幼少から図書と親しむ工夫がなされている点が評価される。また、大型書店との連携した取り組みも評価される。 図書館のイベントを実施するなど、参加・利用を促す工夫がなされた。 社会的にデジタル化が進む中、図書館利用が減少する傾向がある。図書館の機能を「本を借りる場」から「人が集い、交流する場」へとシフトされ、今後も親しみやすい図書館運営が期待される。 複合施設のメリットを生かし、6か月検診をきっかけとした、本を通しての子育てのネットワークの構築等、新たな事業展開が期待される。

		座を開催するなど、イベント等を通して計画的に図書館の利用促進及び読書推進を図った。 ● 積極的にホームページや広報紙、チラシ、SNSなどを活用して、図書館の最新情報や主催する各種講座を周知し、多くの町民に読書の楽しさ・面白さを体験してもらう。 図書館ボランティアの育成のため、今後も各種団体と連携を図るとともに活躍の場を提供していく。 積極的かつ正確なレファレンスを行うことにより、利用者の要望に応え、同時に図書館の魅力をアピールする。 複合施設のメリットを生かし、保健センターとの連携事業や新たなソフト事業を考え積極的に実施していく必要がある。 「清水町こども読書活動推進計画－第4次計画－」に基づく進捗状況について、各施設から具体的な取組に対する報告を求めた。引き続き随時検証し、活動を推進していく。	
--	--	--	--

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

自己点検・評価の考え方		
達成度	点検・評価	
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。		○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。		➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。		●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。		
1・・・計画を大きく下回る成果であった		

基本目標２ 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

施策２－１《子どもが健やかに育つ環境の充実》

指標名	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R7) 実績値	進捗状況
子育てしやすいまちだと思う 保護者の割合	70.6%	80.0%	78.1%	B
ファミリー・サポート・センター 活動件数	481件	500件	298件	C

進捗状況： A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 地域における子育てへの支援	3 (3)	○ 子育て総合支援センターにおいて、親子の孤立化を防ぎ、不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が交流できる場の提供やファミリー・サポート・センター事業を実施した。 ➡ 交流事業は、換気及び遊具の消毒を行い感染予防に努めながら、子育て講座や一時預かり、子育て相談を実施した。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るため、町民や団体に啓発活動を実施した。 ● 子育ての支援を推進する。 ○ 町内保育所の子育て支援センターでは、特色を活かした交流イベント、育児相談等を実施した。 ➡ 感染予防のため、換気や遊具等の消毒を引き続き行い、地域の子育て支援を行った。 ● 子育ての支援を推進する。 ○ 教育・保育施設や子育て支援事業等の利用について、子ども・子育てコンシェルジュにより、子育て世帯に対する案内や相談業務を実施した。 ➡ 子ども・子育てコンシェルジュが、保健センターの健診や町内幼稚園、保育所（民間園含む）に積極的に訪問し、直接、親子がふれあえる場所やイベントで子育てを応援・サポートする機会を増やし、保護者の悩みや困り事の解決に尽力した結果、相談件数が減少した。 ● 子育て世帯の不安解消等に努める。 ○ 児童福祉法改正により設置した、こども家庭センターは、すべての妊産婦・子ども・子育て世帯を対象に、一体的に相談支援を行う機能を有する機関として開始した。 ➡ 相談支援業務を行い、要支援家庭に対し、児童福祉・母子保健が一体的となったサポートプランを作成した。 ● 子育て世帯の不安解消等に努める。	「こども家庭センター」（こども未来課の「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と健幸づくり課の「子育て世代包括支援センター（母子保健）」を統合）は、町内のすべての児童及び家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談対応、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援が一体的に行われるようになり、高く評価される。 要保護児童等対策地域協議会で継続支援をしている要保護児童、要支援児童、特定妊婦に対するサポートプランの作成と交付が行われ、家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・子育て短期支援事業）が開始されたことも評価される。 親子の孤立化を防ぐために、ファミリー・サポート・センター事業や育児相談、子育てサークル等の支援がなされ、子育て支援アドバイザーや子ども・子育てコンシェルジュ等によって、多層的に支援が構成されていることが評価される。 これら多様な事業や支援情報について、インスタグラム等を活用して発信されていることが評価される。

		○ 町内幼稚園及び保育所の行事や施設情報、子育て総合支援センターの利用情報、子育て支援事業等をSNSによる情報発信やガイドブックの配布により、子育て世帯に向けて、情報提供を実施した。 ➡ インスタグラム等、SNSを活用した情報提供に努めた。 ● 子育て情報の更なる周知に努める。	子育て総合支援センターでの相談件数の増加がみられる一方で、ファミリー・サポートセンターの援助活動件数の低減している。より支援が必要な人に支援が行き渡るような工夫が求められる。
② 健やかな子育てへの支援	4 (4)	○ こども医療費助成事業において、保護者の経済的負担軽減と疾病の早期発見・早期治療による重篤化を防止するため、高校生年齢相当までの完全無料化を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 ● 子育て世帯の負担軽減を推進する。 ○ ひとり親家庭の支援において、保護者の経済的負担軽減を図るため、療養に要する費用の一部を助成し、また、児童の健全な育成を援助するため、その児童が小学校及び中学校入学時に入学祝金を支給することにより福祉向上に寄与した ➡ ひとり親家庭の負担軽減に寄与した。 ● ひとり親家庭の負担軽減を推進する。 ○ 病児保育施設利用料助成事業では、病気等により集団保育及び集団生活が困難な期間にある児童を保育するために利用した病児保育施設利用料の助成を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 ● 子育て世帯の負担軽減を推進する。	こども医療費助成事業、病児保育施設利用料助成事業そしてひとり親家庭支援を通して、子育て世帯の負担軽減が成されており、評価される。 また、幼児教育・保育の無償化とともに新制度へ対応していない預かり保育等に対しても給付事業を実施し、子育て家庭への経済的支援の充実が評価される。
③ 幼児教育・保育環境の充実	3 (3)	○ 保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援員が町内幼稚園に出向き、つながりの少ない年少の保護者を対象に家庭教育支援講座を行った。北幼稚園は12人中12人、清水幼稚園は14人中10人、西幼稚園は23人中20人、南幼稚園は18人中10人が参加した。(参加率約78%)また、本講座に合わせて、スマホルールアドバイザーミニ講座を実施し、園児の家庭内スマホ使用のルールの必要性を説明した。 ➡ 家庭教育支援講座では、つながりの少ない年少の保護者を対象とし、保護者相互のコミュニケーションを図ることを目的として行っている。 元幼稚園教員などの熟練の家庭教育支援委員を配置し、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用し、アイスブレイク等を取り入れるなど、和やかな雰囲気が作られ、互いが話しやすい環境を上手く創出しており、保護者相互が打ち解けるきっかけを作ることができている。また保護者が参加しやすいよう参観日の日に実施するなど工夫できている。 ● 一部幼稚園においては外国籍の保護者が増えており、夜間が仕事であることや日本語と母国語が混在した会話による言葉の問題など、保護者と子供が十分なコミュニケーションがとれていない現状がある。今後、県や専門機関等と連携し、外国籍の保護者に対し、適切な家庭教育支援ができるよう努めていく必要がある。 ○ 幼稚園は、少子化の進行や保育所へのニーズ増加	家庭教育支援員の制度がより効果的に機能するように、園へ訪問し、家庭教育支援講座、家庭教育学級等が設定され、個別支援につなげる工夫がなされている点が評価される。 一方、共働き世帯の増加という社会構造の変化は、今後も進むことが予想される。その中で、幼稚園・保育園の再編計画が出され、その計画と内容を説明するとともに、住民理解が得るように進めることが、今後も求められる。 また、外国籍の保護者の増加や各家庭の事情を踏まえた対応が求められていて、予算的、人力的な措置についても検討が必要と考えられる。

		により、年々定員充足率の減少が見られるが、地域とのふれあい活動や異年齢交流など、地域に開かれた特色ある幼児教育の充実に努めた。また、保育所では、一人ひとりを大切に、地域に根ざした運営を行うとともに、民間保育園の運営に対し、各種補助事業を実施し、保育環境の充実に努めた。 ➡ 共働き世帯の増加により、保育ニーズが増加しているが、待機児童が発生しなかった。 ● 働きながら安心して子育てできるよう仕事と生活の調和を図るため、必要に応じて保育士の確保に努める。 ○ 下校の時間帯に保護者が家庭にいない児童に対して、保護及び指導する放課後児童健全育成事業を実施した。 ➡ 共働き世帯の増加により、学童保育のニーズが増加しているが、習い事やスポーツ等のクラブチームへの参加など、下校後の過ごし方の多様化により、待機児童は発生しなかった。 ● 働きながら安心して子育てできるよう仕事と生活の調和を図るため、引き続き事業の充実に努める。	
④ 青少年育成の充実	3 (3)	○ 議員、学識経験者及び各関係機関が出席し青少年問題協議会を開催した。各関係機関の青少年に関する取組について意見交換し相互の情報共有を図った。 各区の代表や各団体の代表を育成委員や補導員として任命し青少年健全育成会を組織し、県内一斉補導、冬季街頭補導、各ブロックの見守り活動などの各種補導のほか、町民あいさつ運動を企画し、年5回街頭一斉街頭啓発活動や、町内小中学生8人の善行に対する善行表彰を行った。 わたしの主張清水町大会を開催し、小学生3人、中学生4人、高校生1人が主張を発表したほか、中学生ボランティア4人が司会等の大会進行を行った。発表者の中学生一人が県大会へ出場し優良賞を受賞した。 小学校の夏季春季休業期間に地元企業における科学実験やはにわ作りなどの子ども体験教室を開催し、小学生34人が参加した。 清水町子ども会育成連合会が行う砂の造形大会、湧水まつりの子ども神輿、こどもフェスティバルなどの活動が円滑に行われるよう人的支援や補助金による支援を行った。 ➡ 青少年健全育成会では、各関係団体や各区の代表など多くの町民が協力し、補導活動を実施するなど、地域の子供は地域で育てる意識が醸成されている。また、その他にもあいさつ運動やわたしの主張大会開催のほか、小中学生に対する善行表彰など、青少年の健全な心を育む事業を年間にわたり多数実施できている。 小学生を対象とした子ども体験教室では、地元企業の科学実験を開催し、地元企業や科学への関心を高めたほか、町内の遺跡から出土した土器の紹介やはにわ作りを通じて、古代の人たちの息遣いを感じ、子供たちの町への愛着や誇りを醸成した。 ● 青少年健全育成会では、青少年の健全育成の更なる推進と充実に努めるため、地域学校協働活動との連	青少年問題協議会、青少年健全育成会議が定期的に開催され、街頭補導も実施されている。開発的生徒指導の視点からの取り組み（善行賞、主張発表大会、子ども体験教室等）も評価される。 一方、全国的に、不登校児童・生徒の増加の問題や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題等が指摘されているが、これら家庭背景を踏まえた問題についての実態把握と情報共有、多面的な支援策についての検討が期待される。

		携を図り、地域全体で共通認識の下、子供たちの健全育成と学びを支える体制を整える必要がある。 子ども体験教室では、近年同じ内容の教室となっているため、講師等として協力のできる地元企業や団体を増やすこと、また会議室や教室だけではなく、企業のモノづくりの現場などを会場とするなど、更なる興味関心を高めるために工夫した教室を継続して開催する必要がある。	
--	--	--	--

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

自己点検・評価の考え方		
達成度	点検・評価	
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。		○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。		➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。		●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。		
1・・・計画を大きく下回る成果であった		

基本目標２ 子どもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ

施策２－２《子どもの可能性を育む学校教育の推進》

指標	(R2) 基準値	(R7) 目標値	(R7) 実績値	進捗状況
学校が楽しいと思っている児童生徒の割合	89.8%	92.0%	88.2%	C
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0%	78.0%	71.0%	C
地域や社会を良くするために、何かをしている、または何をすべきかを考える生徒達の割合	73.0%	76.0%	64.5%	C

進捗状況： A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

小項目	達成度	点検・評価	意見等
① 特色ある学校教育の推進	3 (3)	○ 英語教育の充実を目的に児童生徒に対し、JETプログラムの活用によるALTの配置、英語検定受検料の補助を行った。また、ALTが教育支援センターに出向き活動を行った。 ➡ 児童生徒にネイティブな英語を聞く機会が増え外国語教育の充実や異文化交流が図られた。また、ALTが主体となった授業発表や町内学校間でのALT派遣を実施するなど効率的運用を行った。令和7年度は、ALTと教育支援センター利用者との交流が図られた。 ● JETプログラムを活用したALTは教諭経験が少ない人材が多く、学校の英語教育に資する人材を招致できるとは限らないため、ALTの資質向上を目的とした研修等への参加・主体的指導が実践できるよう担当教諭と連携強化を図る。また、検定料の助成について、受検率を向上させるため、引き続きホームページなどを活用し広く周知することが必要である。 ○ 児童生徒及び保護者を福祉の視点から支援するスクールソーシャルワーカーや、言語面での支援を行うため外国籍児童生徒学校生活等支援員を派遣した。本町は、フィリピン国籍の児童生徒が多いことから、令和7年度は、タガログ語やビサヤ語が話せる外国籍児童生徒学校生活等支援員を2人増員し、6人体制に拡充した。また、きめ細やかな指導の充実を図ることを目的に、各小学校の1年生に対し学校生活支援補助員や支援の必要な児童に適切な指導等を行うため、特別支援教育補助員、特別支援学級支援員、生活指導員を配置した。 ➡ 学校ニーズに応じた多様な支援員を配置した。 ● 特別支援学級や外国籍児童生徒の人数が年々増加していることから、更なる対応を検討する必要がある。	町内各校へALTを配置し、実用技能英語検定の全額助成を進める等、今後のグローバル社会を生き抜くための英語スキルの向上のための具体的方策がとられている。一方で英検受験者の低減しており、検討が求められる。今後も、効果的に広報され、グローバル人材育成が進められることが求められる。 スクールソーシャルワーカー等の多層的に支援員が配置され、支援を要する児童・生徒への切れない支援が進められていることが評価される。外国籍児童生徒への対応も配慮されていることが評価される。 増加する不登校・不登校傾向の児童生徒への対応として、教育支援コーディネーターの増員を含め、対象の児童生徒とその保護者への支援を構造的に構築しようとされていることが評価される。 このことは、教員の働き方改革にも繋がる取り組みとして、評価される。

		○ 不登校及び不登校傾向を示す小中学生やその保護者を対象に、個別的・社会的な適応支援と専門的・継続的な家庭教育支援を行うための教育支援センターを令和3年度に整備し、教育支援コーディネーターを令和5年度に2人体制とし、令和7年度から更に1人増員し3人体制に拡充した。 また、教育支援センターは、令和7年度からは、福祉センター内での活動室を増加させた。 ➡実利用人数は減少したが、延べ教室日数・相談回数は増加した。 ● 学校への登校が困難な子どもたちは依然として多いため、教育支援センターの支援機能等の強化が必要である。	
②時代に即した教育環境の充実	3 (3)	○ GIGAスクール構想に基づき、令和7年度は、小学校の学習用端末の更新を行った。また、学習支援ソフトの導入、教職員の負担を軽減するための校務支援システム・PCの整備等を行った。 学校ホームページと連動したアプリを活用し、学保護者への連絡機能等を備えたシステムを継続利用した。 ➡ 教員、児童生徒のICT教育の環境整備が図られた。 ● 中学校の学習用端末の更新時期を見据えた端末整備が必要である。また、NEXTGIGAに向け、静岡県共同調達による校務支援システム等の対応が求められる。 ○ 小中学校の施設の損傷及び機能低下を回復するため、町立小中学校施設の改修や、特別教室への空調設備整備工事を実施した。また、南小学校北校舎改築工事が終了し、令和8年度より新校舎の運用が開始された。 ➡ 児童生徒が生活する環境の改善が図られた。 ● 今後も、各学校と協議を行い、優先順位を定め予算の範囲内で効率的な対応を図る。また、長寿命化計画に則り、順次小中学校の大規模改修若しくは改築への対応が求められる。 ○ すべての子どもが安全で安心して学べる学校生活を送ることができるよう、安定的な給食の提供を目的に、調理業務の委託を行った。また、令和7年度は南中学校の生ごみ処理機等の給食備品の更新を実施した。 ➡ 安定的な給食の提供が図られた。長引く物価高騰の中、給食提供単価及び保護者負担を据え置き、公費負担にて対応した。 ● 長期間使用している備品が多く、計画的に備品を更新する必要がある。また、学校給食費を公会計へ移行したため、町が保護者から直接徴収するための体制整備が必要である。 ○ 子どもの読書活動推進を目的に学校図書館の充実を図るため、学校司書の配置及び図書の購入を行った。 ➡ 学校図書の充実が図られた。 ● 学校図書の蔵書数が、令和6年度末52,469冊から令和7年度末52,939冊となったが、図書館運営に関	GIGAスクール構想に基づき、児童生徒の学びの充実に向けた取り組みと工夫が進められていることが評価される。 また、校務支援システムと結びつけた教職員の業務の情報化が進められてきたが、学習端末の更新と校務支援システムの県との共同調達等、効果的な運用となるよう、検討が求められる。 様々な学習支援ソフト等が開発活用され、効果的に運用されることが期待される。 小中学校の施設、環境整備について、学校からの要望を丁寧にとりまとめ、対応されている点が評価される。 学校給食費の公会計化が進められ、学校の業務改善に寄与している。さらに、物価高騰への対応がなされていることが評価される。 学校司書の配置、図書の購入等、学校図書の充実について評価される。

		する情報共有や、各校の特色を生かしつつ、廃棄等のルールを統一する必要がある。 ○ 中学校の部活動の地域クラブへの移行を図るため、部活動指導員を派遣（配置）した。 令和7年度の実施部活は、バレーボール、ホッケー、卓球、野球、吹奏楽にて実施した。 ➡教員の負担軽減に資することができた。 ● 部活動の地域クラブ化への検討事項や部活動の指導員の確保が課題となっている。	
③ 地域とともにある学校づくりの推進	3 (4)	○ 地域の教育力を学校運営に取り込むため、学校・家庭・地域からなる学校運営協議会を設置し学校の諸問題について、助言・意見等をいただいた。 ➡ 町の全体会を2回開催し、各学校での協議会活動の現状を発表・共有するとともに、「学校運営協議会の成果と課題、今後について」をテーマとしてグループワークを行った。 ● 地域学校協働活動推進委員を意図的に配置することで、これまでの学校側の意見や要望に対して地域・保護者が応えるという側面に加えて、地域にある各団体が緩やかに連携していく素地ができつつあるので、さらに進めていく必要がある。 ○ 教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員が中心となって町内各小中学校に地域学校協働本部を設置し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供たちを育てる体制を整備している。具体的には、推進員が学校と地域の支援員（ボランティア）とのつなぎ役となり、支援員等の地域のボランティアが授業支援や体験活動の支援を行う。近年では、農家の田づくり体験活動の提供や外国籍児童生徒に対する日本語支援のほか、地域の大人と中学生が学校について語る会を開催するなど、各学校の地域性を生かした特色ある活動が行われている。また、中学校では学校内での活動のみならず防災訓練やお祭りへの出店ほか、生徒が地域行事に参加するなど、更に進んだ地域の教育力を生かした活動が行われている。令和7年度は10人の推進員と約60人の支援員が学校の支援を行った。また、地域学校協働支援の一環として、放課後や土曜日において、シルバー人材センターの地域の高齢者がサポートする中、パートナーシップ協定を締結しているプロスポーツチームが体を動かすゲームなどの体験活動や地元企業の協力によるボウリング場のバックヤード見学などを行い、計99人の児童が参加した。 ➡ 各学校に設置された地域学校協働活動本部では、地域と学校の連携により、各学校の地域性を生かした特色のある活動が行われていること、また中学校では、更に進み地域行事への参加など、地域の力が児童生徒たちの新たな学びを支える体制が整いつつある。 放課後及び土曜日の児童教室では、地域の高齢者、パートナーシップ協定を締結したプロスポーツチーム、地元企業など様々な地域の力を提供することができており、学校教育以外での児童の学びを支えることができた。 ● 地域学校協働本部は、活発な活動や特色のある活動が行われているが、地域の教育力をどのように生	社会の構造的な変容があり（昭和が3世代型、平成が核家族型、令和が共働き型）、多くの大人のまなざしの中で、子どもたちを育てる仕組みづくりが求められている。その中で、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本部の設置が進められている。学校運営協議会（CS）や地域学校協働本部活動において、各学校のニーズに応じた充実した学校支援（学校教育支援ボランティアの活用等）がなされていることが高く評価される。これら仕組みを通して、子どもの健やかな成長と教員の働き方改革が同時に実現する仕組みの構成が期待される。 学校運営協議会（CS）と連携した地域学校協働本部の活動を推進する際に求められることは、年度初めの「第1回CS」の場で「育てたい子ども像」を、熟議を通して学校、地域、家庭で共有し、育てたい資質・能力に応じた連携活動を設計し、推進することである。子ども達の健やかな成長のために、学校のニーズと地域のリソースをつなぎ（マッチングする）、効果的に展開できるように検討されることを提案する。

		かし、児童生徒をどのような計画で育成していくかの方針が明確にされていないまま進められている。学校の計画や方針を協議する学校運営協議会と連携し、方針の協議などを経て、どのような活動を提供していくかを明確にした上で、支援の提供を行っていくことが望ましい。また、活動の内容の質に学校ごとばらつきがあるため、他の学校の良い活動を取り入れるなど、町内全ての学校の活動の質の向上に努め、将来は学校区の垣根を越えて町全体で地域学校協働本部の活動を行っていくことが望ましい。 放課後及び土曜日の体験活動については、国県からの補助金の補助率が低いことから、財政上厳しいことを踏まえ、土曜日の体験活動については、令和8年度から実施をしないこととしている。今後は、放課後活動の質の向上を図り、児童の学びの満足度を低下させないように努めていく必要がある。	
--	--	---	--

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価